

長山小学校跡地活用検討委員会設置要綱

（目的及び設置）

第1条 長山小学校の跡地活用等を通じて、長山地区が「住み続けたい住みたくなるまち」とすることに資するため、長山小学校跡地活用検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事項）

第2条 委員会は、次に掲げる事項を検討審議し、その結果を市長に報告するものとする。

- (1) 長山小学校跡地の利活用に関すること。
- (2) その他長山小学校跡地の活用を推進する上で必要であると委員会が認める事項に関すること。

（組織）

第3条 委員会の委員は、20名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる団体に所属している者及び市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 長山地域コミュニティ協議会
- (2) 長山地区住民自治組織
- (3) 長山小学校 PTA
- (4) 長山中学校 PTA
- (5) 長山小学校おやじの会
- (6) 長山地区在住の公募市民

（任期）

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から2年間とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 特定の職により委嘱又は任命をされた委員は、任期満了前において当該職を失ったときは、委員の職を失うものとする。

（委員長及び副委員長）

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。
ただし、委員長及び副委員長が選出されていないときは、市長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要に応じて会議に関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務部管財課において処理する。

(代理出席)

第8条 委員は、会議に出席できないときは、その権限を委任して代理人を出席させることができる。

(解散)

第9条 委員会は、第2条の規定により、検討結果を市長に報告する日をもって解散する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が委員会の意見を聴いて定める。

付 則

この要綱は、令和7年8月1日から施行する。